

平成27年5月28日

高砂市総合教育会議資料

| | |
|---------------------------|---|
| ・高砂市総合教育会議運営要領（案） | 1 |
| ・高砂市総合教育会議設置要綱 | 4 |
| ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） | 6 |
| ・高砂市教育大綱（別冊） | |
| ・教育委員会が所管する主な事項の現状と課題（別冊） | |

高 砂 市

高砂市総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高砂市総合教育会議（以下「会議」という。）の会議運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項及び高砂市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、市長、教育長及び2人以上の教育委員の出席がなければ、開くことができない。

- 2 市長は、要綱第4条第2項の規定により教育委員会から会議の招集を求められたときは、会議を招集するよう努めなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、会議を招集しないときは、市長は、理由を明示して書面により教育委員会に回答しなければならない。
- 4 会議の招集は、会議の開催の日時及び場所を会議の日の7日前までに告示して行なわなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定による告示をしたときは、市長は、直ちに会議の開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

（緊急の場合における会議の開催）

第3条 法第1条の4第1項第2号に規定する事項に関し会議を開催する場合は、市長は、教育長の出席のみをもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、当該会議の終了後、速やかに当該会議の内容について、教育委員会に報告しなければならない。

（議事進行）

第4条 会議の議事進行は、市長が行う。

（出席者）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、有識者の会議への出席を求める又は職員を会議に出席させることができる。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に

記入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

2 児童及び乳幼児は、傍聴に入ることができない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、傍聴者の退場を命じたとき、又は会議が散会となったときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の記載事項)

第11条 市長は、要綱第7条に規定する議事録を作成するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴者を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(議事録の公表の方法)

第12条 議事録は、高砂市のホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの備付けにより公表するものとする。

2 公表する議事録には、要綱第6条ただし書に規定する内容については、記載しない。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。

高砂市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第1条の4第1項の規定に基づき、高砂市総合教育会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録の作成及び公表の方法は、会議で定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画総務部総務室総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

発令：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：平成26年6月20日号外法律第76号

改正内容：平成26年6月20日号外法律第76号[平成26年6月20日]

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。